

個人保証の原則廃止を求める会長声明

個人保証は、保証人の経済生活に重大な影響を及ぼす可能性があることから、古くから警鐘を鳴らされ続けている契約類型である。そうであるにもかかわらず、主債務者との情誼から個人が保証人となることが絶えることはなく、近時破産などの多数の被害を生じさせている。

そして、保証人の責任を軽減させるために裁判実務でも幾多の努力が重ねられているが、なお不十分であるといわざるを得ない。

個人保証被害の抜本的な救済のためには、情誼性に基礎を置く前近代的な個人保証制度を原則として廃止する必要がある。また、個人保証が例外として許容される場合においても、その被害の拡大を防止するための制度を設ける必要がある。

つきましては、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債権関係）の改正に当たり、保証制度を下記の取り改正されることを強く要望する。

記

- 1 個人保証を原則として廃止すること。
- 2 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。
- 3 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。
 - (1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法465条の2乃至465条の5）を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。
 - (2) 債権者は、保証契約を締結する時は、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。
 - (3) 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務者の遅滞情報を通知する義務を負うこと。
 - (4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。

2013年（平成25年）3月25日

兵庫県弁護士会

会長 林

晃 史